別紙1

傍線の部分は改正部分

新

数表 C000 歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外する。

## 7 通所介護費

- (1) (2) (略)
- (3) <u>8時間</u>以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の 取扱い

延長加算は、所要時間<u>8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話</u>を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、

① $\sim$ ③ (略)

- (4) 事業所規模による区分の取扱い
- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当た りの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平 均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指 定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する 省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有する ものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。) 第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。) 若しくは第1号 通所事業(指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第1号通所事業をいう。 以下同じ。)の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け一体的に事業を実施してい る場合は、当該指定介護予防通所介護事業所(旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項 に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。) 及び当該第1号通所事業における前年度 の1月当たりの平均利用延人員数を含む(指定介護予防通所介護事業所における平均利用延 人員数については、平成30年度分の事業所規模を決定する際の平成29年度の実績に限る。) こととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所 介護事業者若しくは第1号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受けてい る場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されて いる場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所又は当該第1号 通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。) については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス等基

7 通所介護費

(1) • (2) (略)

(3) <u>7時間</u>以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の 取扱い

旧

延長加算は、所要時間<u>7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話</u>を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、

①~③ (略)

- (4) 事業所規模による区分の取扱い
- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当た りの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平 均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指 定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する 省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有する ものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。) 第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。) 若しくは第1号 通所事業(指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第1号通所事業をいう。 以下同じ。)の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け一体的に事業を実施してい る場合は、当該指定介護予防通所介護事業所(旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項 に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。) 及び当該第1号通所事業における前年度 の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者若しくは第1号通所事業の指定のいずれ か又はその双方の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実 熊として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定 介護予防通所介護事業所又は当該第1号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとす る。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をい

別紙1

傍線の部分は改正部分

新

準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。)又は第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利 用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。

③ • ④ (略)

(5) (略)

- (6) 生活相談員配置等加算について
- ① 生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士等)は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該 共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指 定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、 指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス 事業所(以下この(6)において「指定生活介護事業所等」という。)に配置している従業 者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、 兼務しても差し支えない。

なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日 のみ加算の算定対象となる。

- ② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや保育園等との交流会など)の 提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の 開催」、「地域のボランティアの受入や活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協 議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」 など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。
- ③ なお、当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算 定することができるものであること。
- (7) 注6の取扱い

訪問介護と同様であるので、2(17)を参照されたい。

(8) (略)

(9) 中重度者ケア体制加算について

 $\widehat{1}$ ~ $\widehat{4}$  (略)

⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。 また、<u>注 12</u> の認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに 認知症加算も算定できる。 う。)又は第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

ĺΗ

また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利 用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。

③ • ④ (略)

(5) (略)

(新設)

(6) 注4の取扱い

訪問介護と同様であるので、2 (16) を参照されたい。

<u>(7)</u>(略)

(8) 中重度者ケア体制加算について

 $\bigcirc$  ( $\bigcirc$  ( $\bigcirc$ )

⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。 また、<u>注8</u>の認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに 認知症加算も算定できる。

別紙1

傍線の部分は改正部分

新 旧 ⑥ (略) ⑥ (略) (10) 生活機能向上連携加算について (新設) ① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテ ーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又 は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理 学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(10)において「理学療法士等」と いう。)が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、 介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同して アセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に 関する助言を行うこと。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における 疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施 設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 ② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載 しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当す る介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよ う、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、 個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって 個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を 算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。 ③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練 の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適 切に提供していること。 ④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定通所 介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者 又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録 するとともに、必要応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 ⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はそ の家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確 認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL(寝返り、起き上が り、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服 薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ⑥ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常

に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

別紙1

傍線の部分は改正部分

------

(11) 個別機能訓練加算について

① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下7において「理学療法士等」という。)が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算定する。

新

② $\sim$ 4 (略)

⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。

⑥~⑪ (略)

(12) ADL維持等加算について

- ① ADLの評価は、Barthel Index を用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第 16 号の 2 イ (4) における AD L 値の提出は、サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行う。
- ③ 大臣基準告示第 16 号の 2 口 (2) における AD L 値の提出は、AD L 維持等加算(II)の 介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。なお、当該提出は、 当該提出の月の属する年の 1 月から 1 2 月までが評価対象期間となる際に大臣基準告示第 16 号の 2 イ (4) によって求められる AD L 値の提出を兼ねるものとする。
- ④ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。
- <u>イ</u> 大臣基準告示第 16 号の 2 イ (1) から (3) までの基準を満たすことを示す書類を保存 していること。
- <u>ロ</u> 同号イ(4)の基準(厚生労働大臣への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。
- <u>ハ</u> 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イ(5) の基準を満たすことを示す書類を保存していること。
- ⑤ 平成31年度以降に加算を算定する場合であって、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの間に、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注11 に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には、届出の日から同年12月までの期間を評価対象期間とする。

(9) 個別機能訓練加算について

① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師<u>又はあん摩マッサージ指圧師</u>(以下7において「理学療法士等」という。)が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算定する。

旧

 $②\sim$ ④ (略)

⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者 (以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。

⑥~⑪ (略)

別紙1

傍線の部分は改正部分

<u>⑥</u> 提出されたデータについては、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資

(13) 認知症加算について

するため、適宜活用されるものである。

- ① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、(9)①を参照のこと。
- ② (略)
- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、(9)③を参照のこと。

新

4~7 (略)

- ⑧ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、<u>注8</u>の中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。
- ⑨ (略)

(15) 栄養改善加算について

① (略)

② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。

③~⑤ (略)

(16) 栄養スクリーニング加算について

- ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。
- イ BMIが18.5未満である者
- 口 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」 (平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェック リストのNo.11の項目が「1」に該当する者
- ハ 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者
- ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者
- ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

(17) (略)

(10) 認知症加算について

① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、(8)①を参照のこと。

② (略

③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、(8)③を参照のこと。

旧

4~7 (略)

⑧ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、注6の中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。

⑨ (略)

(11) (略)

(12) 栄養改善加算について

① (略)

② 管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。

 $(3)\sim(5)$  (略)

(新設)

(13) (略)

別紙1

傍線の部分は改正部分

新

(18) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合 について

① 同一建物の定義

<u>注18</u>における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な 建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場 合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物 や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護 事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② (略)

 $(19) \sim (22)$  (略)

(23) 介護職員処遇改善加算について 訪問介護と同様であるので、2の(22)を参照されたい。

- 8 通所リハビリテーション費
  - (1) 所要時間による区分の取扱い
  - ① 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置づけられた内容の<u>指定</u>通所リハビリテーションを行うための標準的な時間によることとしている。そのため、例えば、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、<u>指定</u>通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められないものであり、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数を算定すること(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。)。
  - ② 指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まないものとするが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間に含めることができる。イ・ロ (略)
  - ③ 当日の利用者の心身の状況から、実際の<u>指定</u>通所リハビリテーションの提供が通所リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。
  - ④ 利用者に対して、1日に複数の指定通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの指定通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとす

(14) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合 について

ΙĦ

① 同一建物の定義

注13 における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護 事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② (略)

 $(15) \sim (18)$  (略)

(19) 介護職員処遇改善加算について 訪問介護と同様であるので、2の(21)を参照されたい。

- 8 通所リハビリテーション費
  - (1) 所要時間による区分の取扱い
  - ① 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置づけられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間によることとしている。そのため、例えば、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められないものであり、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数を算定すること(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。)。
  - ② 指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まないものとするが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所リハビリテーションを行うのに要する時間に含めることができる。

イ・ロ (略)

- ③ 当日の利用者の心身の状況から、実際の通所リハビリテーションの提供が通所リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。
- ④ 利用者に対して、1日に複数の指定通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの指定通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとす